

⑧生態系被害防止外来種リスト（平成28年10月改定）について

（1）生態系被害防止外来種リストとは

- ・環境省及び農林水産省が指定している「生態系被害防止外来種リスト」を指定しています。その選定基準は以下のとおりです。
 - 侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定
 - 外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、同法の規制対象以外の外来種も幅広く選定
 - 国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種も対象
- ・生態系被害防止外来種リストの詳細につきましては下記の横浜市のHPをご確認ください。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>

■生態系被害防止外来種リスト（環境省・農林水産省HP）

このページは、環境省と農林水産省が共同で発行した「生態系被害防止外来種リスト」のパンフレットと、その内容を詳しく紹介しているウェブサイトのスクリーンショットを示しています。

ここがポイント！「生態系被害防止外来種リスト」

- ① 前に掲げるリストですか？
外来種について、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化したものです。「総合対策外来種」「産業管理外来種」「定着予防外来種」の3カテゴリに分類されています。
- ② 生態系被害防止外来種リストを刊行した目的は何ですか？
多くいる外来種の中から、特に注意が必要な外来種を明確にすることはとても重要です。リスト掲載種について、適切な行動を呼びかけることで、生態系等への被害を防止することを目的としています。
- ③ 規制種は輸入申請書等が関係しているのですか？
外来生物法に基づいて輸入や飼育・栽培・運搬等が規制される特定外来生物も含まれています。それら以外の掲載種については外来生物法の規制はありませんが、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、「入れない、捨てない、拡げない」の遵守など、取扱いには注意が必要です。

カテゴリ区分 合計 **429** 種別

- 総合対策外来種** (総合的に対策が必要な外来種) 318 種別
国内に定着が確認されているもの、生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除・捕獲・導入・逃がし防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要。
- 緊急対策外来種**
対策の緊急性が高く、積極的な防除を行う必要がある。
- 重点対策外来種**
甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い。
- その他の総合対策外来種**
- 産業管理外来種** (適切な管理が必要な産業上重要な外来種) 16 種別
産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要。
- 定着予防外来種** (定着を予防する外来種) 101 種別
国内に未定着のもの、定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逃がし・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要。
- 侵入予防外来種**
国内に導入されていない種、導入の防止、水際での監視等により侵入を未然に防ぐ必要がある。
- その他の定着予防外来種**
国内に導入されているが、自然環境における定着は確認されていない種。

（2）当地区における推奨内容

- ・生態系被害防止外来種リストのうち、「緊急対策外来種及び重点対策外来種」は、周辺環境に影響を及ぼす危険性があるため、植栽の禁止とするよう努める。